

災害時における被災者支援 に関する協定を締結



2月4日、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町で構成するちちぶ定住自立圏と埼玉県行政書士会は「災害時における被災者支援に関する協定」を締結しました。この協定は、ちちぶ定住自立圏域内に大規模災害が発生した場合などにおいて、被災者支援のための業務相談を実施していただく内容です。

市では、引き続き、各分野の協働体制の整備を積極的に進め、防災対策に万全を期してまいります。

災害時における被災者支援に関する協定書締結式



問 危機管理課 ☎ 22-12206

姉妹都市 タイ王国・ヤソトン市 訪問団を 募集します

訪問日程 5月7日(木)～12日(火)予定
(4泊6日)

募集人数

20人程度

応募条件

- ・ 秩父市の姉妹都市であるタイ王国ヤソトン市との交流に関心がある方
- ・ 帰国後、交流事業に積極的に参加できる方



昨年の訪問の様子

活動 ヤソトン市で5月第2日曜日に行われるバンファイ祭りを見学、また、歓迎会に参加するなどして、タイ王国の方々と交流を行います。

必要経費 航空運賃などの渡航費用はすべて自己負担となります。

申・問 3月25日(水)までに秩父吉田ヤソトン会事務局(吉田総合支所 市民福祉課内 ☎ 77-1113)へ

消費生活センターからのお知らせ

インターネットでの 旅行予約は慎重に！



旅行を計画するときに、インターネットのサイトを利用する方も多いと思いますが、旅先の情報収集やホテル予約、交通機関の切符の手配などができるサイトがたくさんありますが、便利な反面、旅行会社の係員による窓口とは異なるため注意が必要です。

似たように見えるサイトですが、運営事業者や商品の扱い方によって、大きく次のように分かれています。

- ① 旅行業法の登録を受けた、日本の旅行会社や国内OTAのサイト
- ② 海外OTAのサイト
- ③ ホテルや航空会社の直営サイト
- ④ メタサーチ(料金比較機能がついたホテルや航空券の検索サイト)や場貸しサイト(宿泊施設から掲載・予約受付を委託されているサイト)

このうち①の事業者だけが日本の旅行業法に基づき、標準旅行業約款の使用など、旅行者保護のため

の各種規制を受けています。

②の海外OTAは、サイトが日本語であっても多くは同法の登録がなく電話対応窓口がなかったり、あっても日本語が通じにくい場合があります。

③の直営サイトは、標準旅行業約款よりも不利な、独自のキャンセル条件などが設けられている場合があります。

④では、契約相手はサイトの運営事業者ではなくリンク先の事業者や宿泊施設となり、注意が必要です。

よくあるトラブルの例

- ・ 格安プランを予約したが、「返金不可」の文字を見落としたため、100%の解約料がかかった。
- ・ 申し込みの操作がうまくいかず二重に申し込んでしまった。
- ・ 航空券予約時、氏名を入力ミスしたため搭乗を拒否された。

消費者へのアドバイス

サイト運営事業者の基本情報、キャンセル条件などをしっかり確認しましょう。

また、申し込み画面や事業者からの受け付け、承諾メールは保存しておきましょう。

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日は休み)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎ 25-5200